

厚木市景観条例

平成22年3月23日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成のための基本的な事項を定めることにより、本市の景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)が目指す景観の実現を積極的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることにかんがみ、市民が誇りに思うことができる本市の特徴的な景観を次世代へと継承されるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、市民との協働により、地域にはぐくまれてきた歴史や文化を生かしながら、その多様な形成が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、当該施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。

4 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

5 市は、良好な景観の形成についての啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らが良好な景観の形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が行う良好な景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等)

第5条 市長は、良好な景観の形成を総合的に進めるため、第2条に規定する基本理念にのっとり、景観計画を定めなければならない。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、景観計画の案を公表しなければならない。

3 市民及び事業者は、前項の規定による公表があった日の翌日から起算して30日以内に、意見書を市長に提出することができる。

4 市長は、景観計画を定めたときは、法第9条第6項に規定する公衆の縦覧のほか、当該景観計画の周知のために必要な措置を講じなければならない。

5 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成推進地区の指定等)

第6条 市長は、特に地域の個性を生かした景観の形成を展開していくことが求められる一団の土地の区域を景観形成推進地区として指定することができる。

2 法第11条第1項又は第2項に規定するものは、同条第1項に規定する土地の区域について、当該区域における良好な景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成推進地区に指定するよう市長に要請することができる。

3 市長は、前項の規定による要請があった場合において、良好な景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成推進地区に指定する。

4 市長は、景観形成推進地区を指定したときは、当該景観形成推進地区固有の景観の形成のための基準を策定し、景観計画に反映するものとする。

(景観計画の策定等を提案できる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)第11条第1項に規定する地域まちづくり協議会とする。

(事前協議等)

第8条 法第16条第1項に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為について市長と協議をし、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(届出に添付する図書)

第9条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、景観チェックシートその他市長が必要と認める図書とする。

(完了等の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出(第12条に規定する特定届出対象行為に係るものに限る。)をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、市長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為(別表に掲げる行為を除く。)とする。

(活動支援)

第13条 市長は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対し、その活動に必要な専門家の派遣又は技術的援助を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

<p>法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち、右欄に掲げる建築物に係るもの</p>	<p>高さが10メートル以下又は床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</p>
<p>法第16条第1項第2号に掲げる行為のうち、右欄に掲げる工作物に係るもの</p>	<p>(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第383号）第138条に規定する工作物以外の工作物。ただし、高さが10メートルを超え、15メートル以下の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）を除く。 (2) 建築基準法施行令第138条に規定する工作物であって、高さが10メートル以下又は長さが20メートル以下のもの</p>
<p>法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、右欄に掲げる行為</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為</p>